

資料

一般財団法人大阪府人権協会 理事会運営規則

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規則は、一般財団法人大阪府人権協会（以下、「この法人」という。）の理事会に関する事項を規定し、その適法かつ円滑適切な運営を図ることを目的とする。

(理事会の種類)

第2条 理事会は、通常理事会と臨時理事会とする。

- 2 通常理事会は、事業年度毎に4か月を超える間隔で2回以上、開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 代表理事が必要と認めた時。
 - (2) 代表理事以外の理事から、会議の目的である事項を記載した書面をもって代表理事に招集の請求があった時。

(理事会の構成)

第3条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

第2章 理事会の招集

(招集者)

- 第4条 理事会は代表理事が招集する。
- 2 代表理事は、第2条第3項第2号に該当する場合又は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般法人法」という。）第197条により準用する第101条第2項による請求があった場合は、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。
 - 3 理事全員改選直後の理事会は、各理事がこれを招集することができる。
 - 4 一般法人法第197条により準用する第101条第3項により、監事も理事会を招集することができる。

(招集通知)

第5条 理事会を招集する時は、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をも

って、開催日の5日前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

- 2 代表理事は、前項の書面による通知の発出に代えて、理事及び監事の承諾を得た電磁的方法により通知を発出することができる。
- 3 前2項の規定に係らず、理事及び監事の全員の同意がある時は、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

第3章 理事会の議事

(理事会の議長)

第6条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

- 2 前項にかかわらず、代表理事が欠席した場合又は理事全員改選直後の理事会における議長は、出席した理事の中から互選された者がこれに当たる。

(理事会の決議方法)

第7条 理事会に付議された事項は、議決に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

- 2 前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、その議決に加わることはできない。この場合、その理事の数は、第1項の理事の数に算入しない。
- 3 本条第1項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べた時を除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。
- 4 この法人が受けた贈与又は遺贈に係る財産が贈与又は遺贈をした者又はこれらの者の親族が法人税法第2条第15項に規定する役員となっている会社の株式又は出資である場合において、その株式又は出資に係る議決権の行使に当たっては、あらかじめ理事会において理事総数（現在数）の3分の2以上の承認を要する。

(監事の出席)

第8条 監事は、理事会に出席し、意見を述べなければならない。

(関係者の出席)

第9条 理事会が必要と認める時は、議事に關係を有する者の出席を求めて、その意見を徴することができる。

(議事録)

第10条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、書面をもって末尾に記

載された事項を内容とする議事録を作成し、出席した代表理事及び監事は、これに記名押印しなければならない。

(議事録の配布)

第11条 議長は、欠席した理事及び監事に対して、議事録の写し及び資料を配布して、議事の経過及びその結果を遅滞なく報告するものとする。

第4章 理事会の権限

(権限)

第12条 理事会は、この法人の業務執行を決定し、理事の職務の執行を監督するとともに、代表理事並びに業務執行理事の選定及び解職を行う。

(決議事項)

第13条 理事会が決議すべき事項は、次のとおりとする。

(1) 法令に定める事項

- ①この法人の業務執行の決定
- ②代表理事及び業務執行理事の選任・解任
- ③評議員会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- ④重要な財産の処分及び譲受
- ⑤多額の借入
- ⑥重要な使用人の選任・解任
- ⑦従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- ⑧内部管理体制の整備
- ⑨一般法第197条により準用する一般法人法第84条第1項に規定する理事の取りの承認
- ⑩事業計画書及び収支予算書等の承認
- ⑪事業報告及び計算書類等の承認
- ⑫その他法令に定める事項

(2) 定款に定める事項

- ①評議員選定委員会の外部委員の選任
- ②評議員選定委員会の運営についての細則
- ③代表理事及び業務執行理事の選任・解任
- ④役員の責任に関する定款第29条第3項の責任の一部免除及び同条第4項の責任限定契約の締結
- ⑤定款第34条第3項の贈与又は遺贈に係る財産が株式又は出資である場合のその株式又は出資に係る議決権の行使

⑥基本財産の指定、維持及び処分

⑦その他定款に定める事項

(3) その他重要な業務執行に関する事項

①重要な事業、その他の契約の締結、解除、変更

②重要な事業、その他の争訟の処理

③以下に掲げる諸規則・規程

イ. 資金運用規程

ロ. 経理規程

ハ. 特定費用準備資金等取扱規則

ニ. 寄附金等取扱規程

ホ. 職務権限規程

ヘ. 情報公開規程

ト. 個人情報保護規程

チ. その他必要な事項の規程

(4) その他理事会が必要と認める事項

(理事の取引の承認)

第14条 理事が一般法人法第197条により準用する同法第84条第1項に規定する取引をしようとする場合は、次の事項を明示して理事会の承認を得るものとする。

(1) 取引をする理由

(2) 取引の内容

(3) 取引の相手方・金額・時期・場所

(4) 取引が正当であるあることを示す参考資料

(5) その他必要事項

2 前項に示した事項について変更する場合は、事前に理事会の承認を得るものとする。

(責任の免除)

第15条 理事会は、定款第30条第2項に基づき、役員の一般法人法第198条において準用する同法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2 前項の規定に基づき、理事の責任免除に関する議案を理事会に提出する場合には、監事全員の同意を得なければならない。

3 本条第1項の規定に基づき、役員等の責任を免除する旨の決議を行ったときは、代表理事は、評議員全員に対して、遅滞なく一般法人法第198条において準用する同法第113条第2項各号に掲げる事項及び責任を免除することに異議がある場合には3か月以内に異議を述べるべき旨を通知しなければならない。

4 総評議員の議決権の10分の1以上の議決権を有する評議員が3ヶ月以内に異議を述べたときは、理事会は本条第1項の規定に基づく免除をすることができない。

5 本条第1項の規定に基づき、役員の免除が決定された場合は、その旨及び決定の経緯を詳細に記録しておくものとする。

(責任限定契約)

第16条 理事会は、定款第30条第3項に基づき、外部役員との間で、一般法人法第198条において準用する同法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

(外部役員)

第17条 前条における外部役員とは、代表理事、業務執行理事以外の者であって、過去にこの法人の役員になったことがない者をいう。

(報告事項)

第18条 代表理事並びに業務執行理事は、毎事業年度ごとに通常理事会において、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

2 監事は、理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認める時、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認める時は、これを理事会に報告しなければならない。

3 理事が第14条に規定する取引をした時は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

第5章 事務局

(事務局)

第19条 理事会の事務局には、事務局の局長があたる。

第6章 雜 則

(改廃)

第20条 この規則の改廃は、理事会の決議による。

附 則

この規程は、一般財団法人設立登記の日から施行する。